平成 28 年（2016 年）10 月 5 日
建　設　委　員　会　資　料
都市基盤部防災・都市安全担当

災害時避難行動要支援者対策のための職員態勢について

１．趣旨

災害時避難行動要支援者対策の取り組みとして、これまで、平成 26 年 7 月に約 3 万人の名簿の配備を行い、災害時に被災者救援の拠点となる避難所に安否確認、避難支援の機能を持たせるため、防災会が主となる避難所運営本部に避難支援部設置について、理解を得るための説明を行ってきた。

職員態勢においても、避難所で避難支援部と協働して活動する避難支援班について検討し、活動が安否確認、避難支援が主であり、活動期間が発災後から 3 日間程度に限定されることから、当該時期において切迫性が低い、または活動に余力が見込まれる災対組織の班から応援職員を避難支援班に動員するという考え方のもと、災対各部等と協議し調整を図ってきた。

このたび、現職員態勢の中で応援要員を配置する形で、災対地域部に新たに避難支援班を設置したところである。

２．避難支援班の業務

避難所において、避難支援部と協働して以下の業務を行う。

（１）安否確認情報の集約及び災害時避難行動要支援者名簿との照合・管理に関すること。

（２）要支援者の安否確認、避難支援及び救助に関すること。

３．活動時期

発災～およそ３日間　※災害状況により前後する。

４．動員基準及び避難支援活動の実施基準

中野区内で震度５強以上の地震が発生した場合

５．応援要員動員組織及び応援要員数

	班名	応援要員数	所属人員数
災対総務部	清掃班	７５名	１６０名
災対保健福祉部	保健予防班	７３名	８３名
	生活衛生班	１２名	２１名
災対教育部	児童救護班（各隊＊1）	０～２３０名	４７３名

＊1　児童救護班の保育園隊、児童館隊、幼稚園隊を指す。

【応援要員数】

１６０名（最少）※児童救護班（各隊）が従事不可の場合

３９０名（最大）

６．今後の予定

平成２８年１０月　５日	議会報告（建設委員会）
１０月１２日	議会報告（少子高齢特）
１０月以降	職員震災マニュアルの「避難支援班」にかかる部分の修正、個別のマニュアルの作成、避難支援班従事職員及び地域本部職員の研修の実施。

≪参考資料≫

資料１　要支援者の安否確認・避難支援の動き（想定）

資料２　避難支援班（区）及び避難支援部の活動（想定）

資料１

要支援者の安否確認・避難支援の動き（想定）

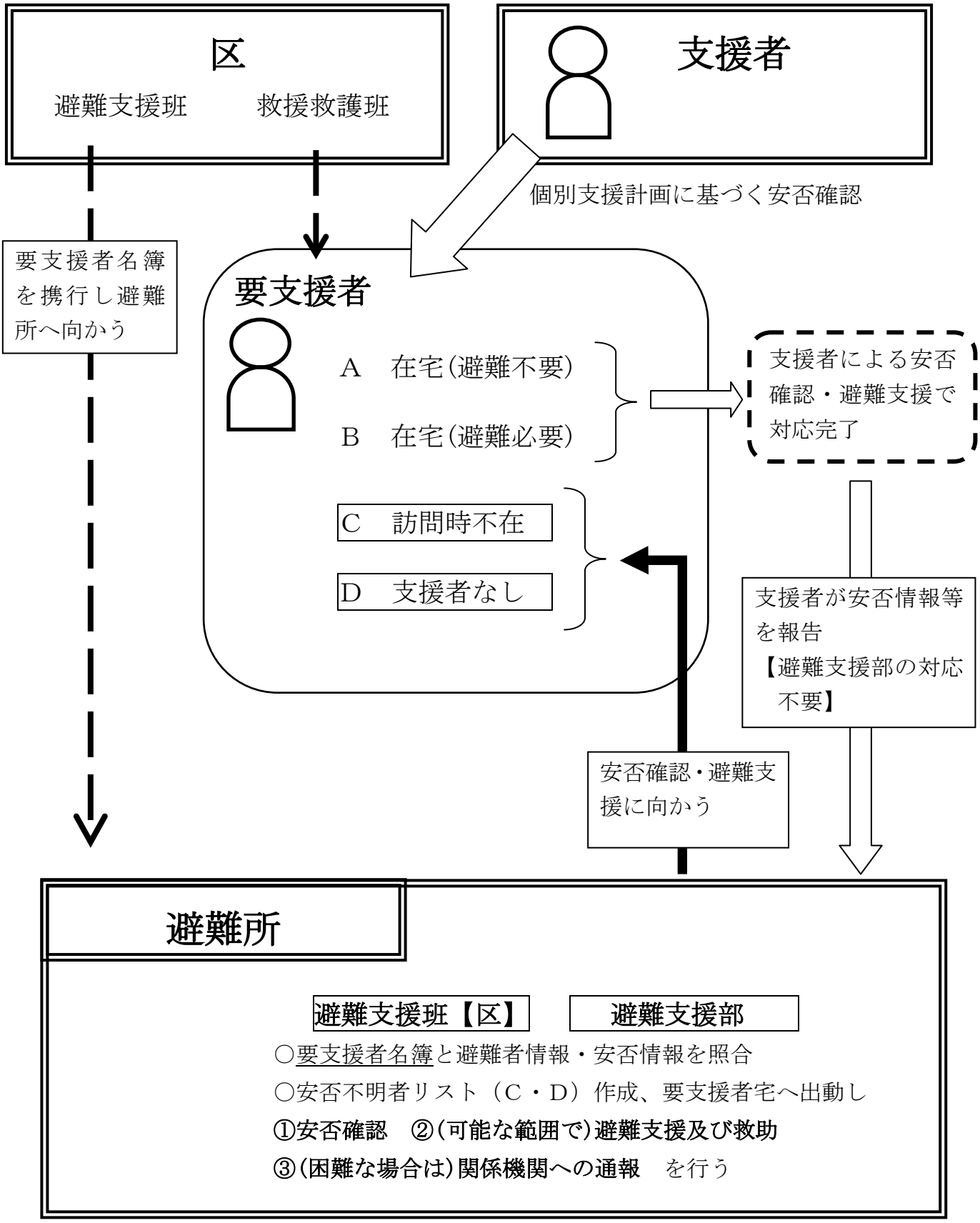

資料２

避難支援班（区）及び避難支援部の活動（想定）

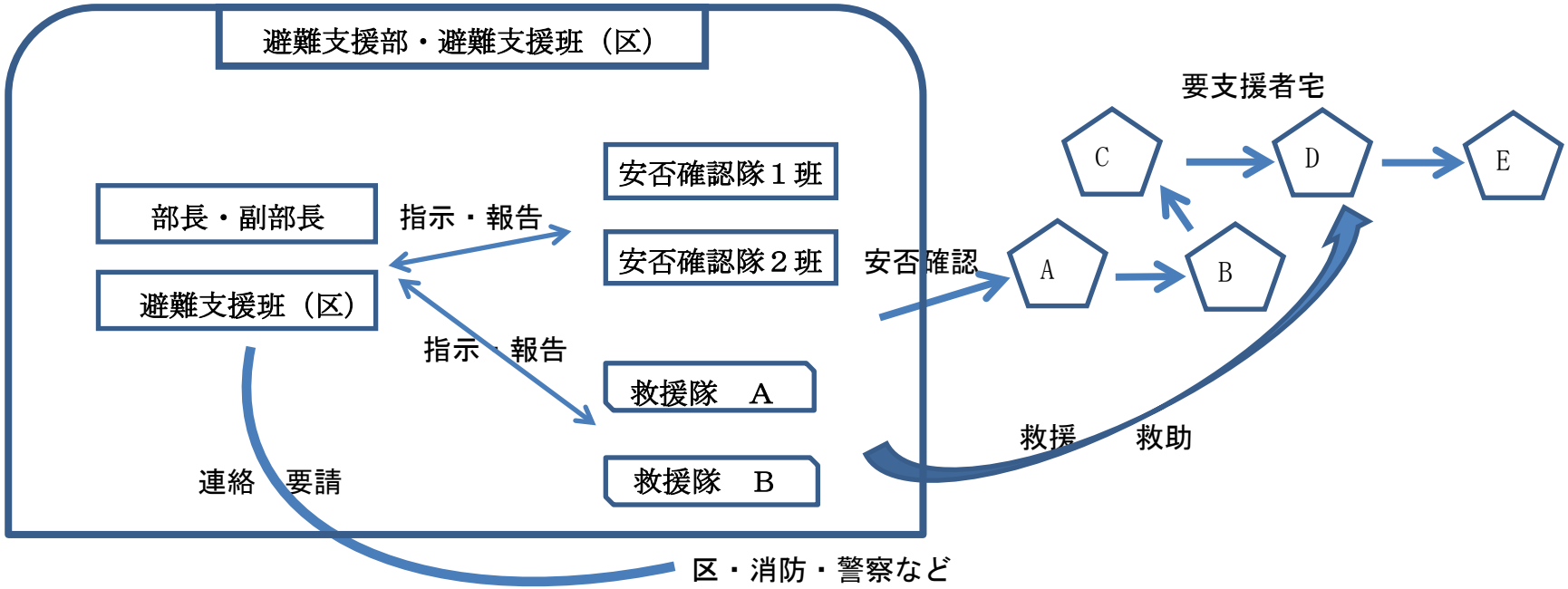

【避難支援班（区）は、避難支援部と連携し以下の活動を行う】

① 要支援者名簿と収集した避難者情報、安否情報を照合し、安否不明者のリスト作成、安否不明者宅を地図に書き込む。

② 安否確認隊（３～４人１組で１班）及び救援隊を編成し、安否確認隊はリストと地図をもとに、安否不明者の安否確認を行う。

③ 安否確認の結果、避難支援が必要な要支援者がいれば、救援隊を派遣する。また、専門的な技術を持つ者でないと救助できない状況であれば、避難支援班や避難支援部長等から区・消防・警察に連絡・要請を行う。

④ 救援隊は要支援者を避難所へ連れてくる。負傷している等、避難所への収容が適切ではない場合は、病院等へ搬送する。

(※この資料は、平成 28 年 2 月に桃園第二小学校で実施された昭二、文園町会による安否確認・救出救護訓練を基に作成しています。